

○「出産・子育て応援事業」の実施について

目的

国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援事業」を実施します。

対象者

令和4年4月1日以降に妊娠・出産された方

事業の概要

	妊娠届出時	妊娠8か月前後	出生届出後
伴走型相談支援	「母子手帳交付」の際に面談等を行います。 【経済的支援①】の申請書をお渡します。	妊娠7か月頃に、面談等の案内とアンケートを送付します。 (希望者のみ面談)	「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に面談等を行います。 【経済的支援②】の申請書をお渡します。
経済的支援	上記①の申請書を提出した妊婦に対し、5万円を現金支給(口座振込)		上記②の申請書を提出した養育者に対し、子ども1人につき5万円を現金支給(口座振込)

事業開始日

令和5年3月1日(予定)

<経済的支援の支給パターン>

1 事業開始日

(令和5年3月1日)以降に
妊娠・出産した場合

- ・妊娠届出時に面談等を実施した上で、「経済的支援①」を支給
- ・出生届出後に面談等を実施した上で、「経済的支援②」を支給

2 令和4年4月1日から
事業開始日までに妊娠届出を
し、事業開始日以降に出産した
場合

・事業開始日以降にアンケートを実施した上で、「経済的支援①」と「経済的支援②」を別々に支給または、出生届出後に面談等を実施した上で、「経済的支援①」と「経済的支援②」を合わせて支給するかを選択した上で支給する。

3 令和4年4月1日から
事業開始日までに出産した場合

- ・事業開始日以降にアンケートを実施した上で、「経済的支援①」と「経済的支援②」を合わせて支給
- ※対象者には、市からアンケートと給付金の申請書等を郵送します。

申請方法など具体的な手続等の内容は現在準備中ですので、準備が整い次第、ホームページへの掲載などでお知らせします。